

[事案 2021-201] 遅延利息支払請求

・令和4年9月7日 裁定不調

<事案の概要>

特定疾病保険金等の請求に関し、遅延利息が支払われなかったことを不服として、遅延利息の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成25年11月に子宮頸がんで入院し手術したため、平成22年8月に契約した終身保険にもとづき特定疾病保険金等を請求したところ、約款所定の支払事由に該当しないとして不支払いとなった。その後、知人のアドバイスをを受け、令和2年12月に再度請求したところ、不支払いの通知が届いたが納得がいかず、保険会社に対して病院に確認することを求め、確認が行われた結果、特定疾病保険金等と保険料払込免除に伴う精算金が、令和3年2月から支払済みまでの遅延利息を付加して支払われた。しかし、平成25年の請求時に、約款所定の「請求に必要な書類」を保険会社に提出しているため、平成25年の請求時からの遅延利息を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)平成25年の請求時に提出された診断書では、病理組織学的検査の結果、がんの種類は「上皮内がんまたは非浸潤がん」と記載され、TNM分類の結果において非浸潤がんの証明がなされており、約款所定の悪性新生物に該当するとは判断し得ない内容であった。
- (2)令和2年12月の請求に伴い行った事実確認によって、平成25年の時点で申立人が浸潤がんと診断されていたことが判明したため、かかる調査結果が当社に到着した令和3年2月から遅延利息の支払対象となる。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の主張等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から和解案を受諾するとの回答を得られなかったため、手続を終了した。

- (1)令和2年12月の請求時に提出された診断書には、傷病名が「子宮頸癌（ICD10コード：C539）」と記載されており、浸潤がんであると読解し得なくもない記載といえ、病理組織学的検査の結果として記載されている内容と矛盾した証明といえる。したがって、保険会社は、申立人の申し出を受けるまでもなく、病院に対して事実確認を行うのが望ましかった。